

谷田病院 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

本事業所は、ご契約者(利用者)に対して指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスを提供いたします。ご利用にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意願いたい事項を次の通りご説明いたします。

1. 事業所の概要

事業者	医療法人 谷田会
代表者氏名	理事長 谷田 理一郎
事業所名称	谷田病院 訪問リハビリテーション
開設年月日	2018年4月1日
所在地	熊本県上益城郡甲佐町岩下123
電話番号	096-234-1248 (FAX)096-234-1249
管理者	谷田 理一郎

(従業者の配置)

当事業所では、以下の従業者を配置し、共同してサービスの提供にあたります。ご利用者数の状況、提供サービスの内容により、適切に増員します。

管理者	1名
医師	1名以上
理学療法士または作業療法士 または言語聴覚士	2名以上

(営業日、営業時間)

営業日	月曜から土曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(通常の事業実施地域)

本事業所の通常の事業実施地域は、甲佐町 御船町 美里町 です。

※ 上記以外の地域へのサービス提供ご希望の際は、管理者にご相談ください。

(事業の目的)

本事業所は、指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の事業を行なうもので、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、ご利用者の心身機能の維持、回復を図ることを目的とします。

(運営方針)

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営します。

- (1) 提供する指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し計画的に行います。
- (2) 常にご利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)沿った訪問リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行ないます。
また、ご利用者又はそのご家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行ないます。
- (3) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ります。
- (4) 包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携して総合的なサービスの提供に努めます。

3. 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容

- (1) 理学療法全般
- (2) 作業療法全般
- (3) 言語聴覚療法全般

4. サービス利用料及びその他の費用

※ 別表(1)のサービス利用料等一覧をご参照ください。

- (1) 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)をご利用の際のサービス利用料は厚生労働大臣が定める基準によるもので、ご利用のサービスが法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に、各ご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。法定代理受領分以外は介護報酬告示上の額全額となります。
☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合は、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更になります。
- (2) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料は、全額ご利用者の負担となります。
* 作業療法等での作品制作の材料等の実費
- (3) 利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法
前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者にお渡しします。お支払いは、ご利用者と個別に契約を結び、毎月28日(当日が休日の場合は翌営業日)に口座振替にてお願いいたします。

5. サービスご利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用日に欠席される場合は、前日までに本事業所にご連絡ください。
- (2) 利用開始時及び更新時に、介護保険証・負担割合証等をご提示ください。

6. 緊急時等の対処方法

- (1) 本事業所の従業者は、サービス利用中のご利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態発生時は、速やかにご家族・主治医への連絡等を行い必要な対処をいたします。

※ 感冒・皮膚疾患等感染症罹患中、当日の健康チェックにより体調が悪い場合は、サービス内容の変更又は中止する場合があります。

- (2) 本事業所のサービスの提供により事故が発生した場合はご利用者のご家族、関係市町村担当する包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに必要な対処をいたします。
- (3) サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 非常災害対策

本事業所では、火災・風水害・地震等の災害に対処するため施設内の防災設備の定期的な点検及び消防・防災計画に基づき、年2回以上の避難・救出等必要な訓練を実施いたします。

8. 秘密の保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持いたします。これは、従業者でなくなった場合においても同様にこれらの秘密を守るよう指導徹底しております。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びそのご家族の同意を文書により得ておきます。

9. サービス提供困難時の対応

通常の事業実施地域等により利用申し込み者に対して、適切なサービスの提供困難と認めた場合は、担当ケアマネジャーへの連絡を行なうとともに、適切な他事業者の紹介等の必要な対応をいたします。

10. サービス内容に関する相談・苦情対応

本事業所の苦情受付窓口は、以下の通りです。

- ① 訪問リハビリテーション苦情相談受付窓口 理学療法士 鎌田 忠志
- ② 谷田病院苦情相談受付窓口 在宅医療部 部長 松永 真由美
※ 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分
- ③ 電話相談 24時間対応 連絡先 096-234-1248
FAX 096-234-1249

11. 行政機関その他の苦情受付窓口

甲佐町福祉課 介護保険係	所在地 電話番号	上益城郡甲佐町豊内719-4 096-234-1111 FAX 096-234-1249
国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号	熊本市東区健軍1丁目18-7 096-214-1101 FAX 096-234-1105
熊本県社会福祉 協議会	所在地 電話番号	熊本市中央区南千反畑町3-7 県総合福祉センター内 096-324-5454 FAX 096-355-5440

別表1) 谷田病院 訪問リハビリテーション 利用料等一覧

名称： 医療法人 谷田会
 谷田病院 訪問リハビリテーション
 住所： 熊本県上益城郡甲佐町岩下123
 電話： 096-234-1248
 FAX： 096-234-1249
 事業所番号： 4312810718

訪問リハビリテーション 基本料金

区分	単位(1割負担)	2割	3割	
訪問リハビリテーション費	1回(20分)につき	308	616	924
サービス提供体制加算(I)	1回につき	6	12	18
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	1月につき	213	426	639
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200	400	600
退院時共同指導加算	1回のみ	600	1200	1800
同一または隣接敷地内	1回(20分)につき	所定単位より10%減算		
上記以外で20人以上50人未満	1回(20分)につき	所定単位より10%減算		
上記以外で50人以上	1回(20分)につき	所定単位より15%減算		

介護予防訪問リハビリテーション 基本料金

区分	単位(1割負担)	2割	3割	
介護予防訪問リハビリテーション費	1回(20分)につき	298	596	894
サービス提供体制加算(I)	1回につき	6	12	18
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200	400	600
退院時共同指導加算	1回のみ	600	1200	1800
予防訪問リハ12か月超え減算	1回につき	リハビリテーション会議未実施の場合 1回につき30単位減算		
同一または隣接敷地内	1回(20分)につき	所定単位より10%減算		
上記以外で20人以上50人未満	1回(20分)につき	所定単位より10%減算		
上記以外で50人以上	1回(20分)につき	所定単位より15%減算		

2024年6月1日改定